

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき、京都市立病院整備運営事業の民間事業者を選定したので、同法第8条の規定により、客観的評価の結果を公表します。

平成22年1月29日

京都市長 門川 大作

京都市立病院整備運営事業に関する
客観的な評価の結果

平成22年1月
京 都 市

京都市立病院整備運営事業に関する客観的な評価の結果

<目 次>

第1 事業の概要について.....	1
1 事業名.....	1
2 事業に供される公共施設等の種別.....	1
3 公共施設等の管理者等.....	1
4 事業目的.....	1
5 事業内容.....	2
6 事業の手法.....	6
7 事業期間.....	6
第2 事業者の選定経過.....	6
第3 事業者選定の経緯及び審査方法等について.....	8
第4 P F I 手法の導入による本市の財政負担の削減について.....	9
1 V F M算定の前提条件.....	9
2 事業費などの算出方法.....	9
3 選定した民間事業者の事業計画に基づく V F M.....	11
(別添資料) 事業者選定の経緯及び審査方法等について.....	13
1 事業者選定の経過について.....	13
2 選定事業者選定の審査方法等について.....	14
3 事業者選定の審査手続きについて.....	15
4 審査結果について.....	17
5 落札者の決定について.....	23

6 京都市立病院整備運営事業審査講評について.....	24
-----------------------------	----

第1 事業の概要について

1 事業名

京都市立病院整備運営事業

2 事業に供される公共施設等の種別

京都市立病院施設及び職員宿舎，院内保育所，付帯施設，外構（以下「病院施設等」という。）

3 公共施設等の管理者等

京都市長 門川 大作

（本市では，京都市立病院及び京都市立京北病院の経営形態を地方独立行政法人に変更することとし，平成21年3月策定の京都市病院事業改革プランに明記した。）

4 事業目的

医療を取り巻く環境は，急激な少子高齢化，医療技術の進歩，医療費負担の増大，医療に対する市民ニーズの多様化など，大きく変化しており，医療は「与えるサービス」から「選択される医療」へと変わりつつある。

本市では，平成16年9月，京都市医療施設審議会から「市民のための病院として，『市民に親しまれ，愛され，信頼される病院』を目指し，

市民本位の医療を実践するとともに、地域のかかりつけ医と協働して地域全体で市民の健康を守るべきである」との基本認識に基づく答申がなされた。

これを踏まえ、京都市立病院において今後の病院運営について検討を重ねた結果、耐震性能や療養環境の面において課題がある北館（以下「既設北館」という。）については、医療を継続しながら改修工事を行うことは困難であり、また、改修工事では、療養環境の十分な向上を図ることが困難であることから、建替えを行うとともに、現在の本館（以下「既設本館」という。）については改修を行い、これを契機に、感染症や救急・災害医療等の政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療、地域医療の支援機能を整備・拡充することとした。

5 事業内容

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、選定事業者（入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）は、次の業務を行う。各業務の詳細については、平成21年4月16日に入札関係書類とともに公表した要求水準書に示すとおりである。

(1) 全体マネジメント業務

ア 経営支援業務

イ プロジェクトマネジメント業務

ウ 個別業務統括業務

(2) 病院施設等の整備等業務

ア 新館等※の整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計（基本設計，実施設計）業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務

※ 「新館等」とは，新館（既設北館を改築した建物），職員宿舎，院内保育所，付帯施設，外構を指す。

イ 既設本館の改修業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計（基本設計，実施設計）業務
- (ウ) 建設業務（改修工事）
- (エ) 工事監理業務

ウ 施設整備に係る解体撤去業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計（基本設計，実施設計）業務
- (ウ) 建設業務（解体撤去工事）
- (エ) 工事監理業務

エ 施設整備に係る周辺家屋影響調査，対策業務

- (ア) 周辺家屋影響調査
- (イ) 対策業務

オ 施設整備に係る電波障害調査，対策業務

(ア) 調査業務

(イ) 対策業務

カ ア～ウに伴う各種申請業務

(ア) 各種申請等業務

(イ) 医療法関係届出及び補助金，交付金等申請への協力

(3) 病院運営業務

ア 病院運営業務（医療法に基づく政令８業務のうち，次の業務）

(ア) 検体検査業務（病理検査を除く。）

(イ) 滅菌消毒業務

(ウ) 食事の提供業務（献立作成業務等を除く。）

(エ) 医療機器の保守点検業務

(オ) 医療ガスの供給設備の保守点検業務

(カ) 洗濯業務

(キ) 清掃業務

イ その他病院運営業務

(ア) 医療事務業務（診療報酬請求業務，医事受付業務等）

(イ) 診療情報管理・運用業務

(ウ) 医療支援業務

(エ) 物品管理及び物流管理（SPD）業務

(オ) 病院総合情報システムの運用業務

(カ) 利便施設運営管理業務（食堂，売店等）

(キ) 健診センター運営支援業務

(ク) 電話交換業務

(ケ) 図書室運營業務（患者用，職員用）

(コ) 地域医療連携部門業務

(4) 施設設備維持管理業務

ア 病院施設維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務

(イ) 建築設備保守管理業務

(ウ) 警備業務

(エ) 環境衛生管理業務

(オ) 植栽管理業務

イ 職員宿舎，院内保育所，付帯施設等維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務

(イ) 建築設備保守管理業務

(ウ) 外構施設維持管理業務

(エ) 付帯施設維持管理業務（駐車場を含む。）

(オ) 警備業務

(カ) 環境衛生管理業務

(5) 調達業務

ア 医薬品の調達業務

イ 診療材料の調達業務

ウ 医療機器及び関連備品の調達業務

エ 医療消耗備品，消耗品及び消耗備品の調達業務

なお、病院総合情報システムの維持管理及び更新業務、医療機器の更新業務、職員宿舎及び院内保育所の運営は、本市が行う。

6 事業の手法

病院施設等（既設本館を除く。）については、選定事業者が施設を建設（Build）し、本市に所有権を移転し（Transfer）、事業期間において運営及び維持管理（Operate）するBTO方式とする。

既設本館については、改修工事を行い、病院機能を向上させる（Rehabilitate）とともに、事業期間において運営及び維持管理（Operate）を行うRO方式により実施する。

7 事業期間

本事業期間は、事業契約締結の日（平成22年1月29日）から平成40年3月31日までの約18年2箇月とする。

第2 事業者の選定経過

本事業における事業者の選定に当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2に規定される総合評価一般競争入札（予定価格の制限範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする）とすることができるとの規定により落札者を決定する一般競争入札によるものとし、平成21年4月16日に入札公告を行い、平成

21年8月19日に1者の入札参加者から入札書類（入札書及び提案書類）を受理した。

入札参加者から提出された提案書類を審査し、適切に事業者を選定するために設置した京都市立病院整備運営事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、計7回の審査委員会を開催し、事業者ヒアリングにおいて、詳細に及ぶ質疑を行うなど、落札者決定基準等に基づき慎重に審査した結果、平成21年10月23日、ワタキューセイモアグループを事業者として選定することが適当であるとの結論を得た。

本市は、審査委員会における審査の結果をまとめた「京都市立病院整備運営事業に係る提案書類に関する審査結果について（答申）」を平成21年11月2日に審査委員会から受領し、これに基づき同月6日にワタキューセイモアグループを落札者として決定した。

選定事業者	構成企業名	役割分担
ワタキューセイモアグループ	ワタキューセイモア株式会社	代表企業
	三菱商事株式会社	構成員
	株式会社麻生	構成員

第3 事業者選定の経緯及び審査方法等について

(別添資料)「事業者選定の経緯及び審査方法等について」参照

第4 PFI手法の導入による本市の財政負担の削減について

1 VFM算定の前提条件

選定した民間事業者の事業計画に基づくVFM (Value For Money) の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

項目	値	算出根拠
割引率	3.0%	長期国債（10年物）応募者利回りの過去20年間の平均値（昭和63年～平成19年）は3.030%であり、これを参考に3.0%に設定した。
物価上昇率	0.0%	消費者物価指数対前年度比の過去10年間の平均値（平成10年度～平成19年度）は約△0.23%であり、今後、上昇する可能性もあることから、0.0%に設定した。
リスク調整費	算入しない	定量化は困難なため、定性的な効果として評価した。

2 事業費などの算出方法

本事業を本市が直接実施する場合及びPFI手法に基づき実施する場合の財政負担額の算定に用いた事業費などの算出方法は、次の表のとおりである。

なお、定量的評価については、事業者が当該収入による独立採算によって運営する利便施設運営管理業務を除く事業について行った。

項目	本市が従来手法で実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担額 (Public Sector Comparator。以下「PSC」という。)の費用の項目	P F I手法で実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担額 (PFI手法のLife Cycle Cost。以下「PFI-LCC」という。)の費用の項目	算出根拠
施設整備業務に係る費用の算出方法	病院施設等の整備等業務費（事前調査，設計，建設，工事監理，改修工事，解体撤去工事，周辺家屋影響調査，電波障害調査，各種申請業務，等）	病院施設等の整備等業務費（事前調査，設計，建設，工事監理，改修工事，解体撤去工事，周辺家屋影響調査，電波障害調査，各種申請業務，等）	<p>【PSC】 京都市立病院における実績経費及び近年の参考経費等を勘案して算定した。</p> <p>【PFI-LCC】 落札者との契約金額とした。</p>
運營業務に係る費用の算出方法	医療周辺業務実施費 調達費（医薬品，医療材料等）	医療周辺業務実施費 調達費（医薬品，医療材料等） 全体マネジメント費 SPC（特別目的会社）の開業に伴う費用	<p>【PSC】 京都市立病院における実績経費及び近年の参考経費等を勘案して算定した。</p> <p>【PFI-LCC】 落札者との契約金額とした。</p>
維持管理業務に係る費用の算出方法	施設設備維持管理業務費	施設設備維持管理業務費	<p>【PSC】 京都市立病院における実績経費及び近年の参考経費等を勘案して算定した。</p> <p>【PFI-LCC】 落札者との契約金額とした。</p>

項目	本市が従来手法で実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担額 (Public Sector Comparator。以下「PSC」という。)の費用の項目	P F I手法で実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担額 (PFI手法のLife Cycle Cost。以下「PFI-LCC」という。)の費用の項目	算出根拠
資金調達に係る費用の算出方法	起債利息	起債利息 出資金	<p>【PSC】 起債償還年数は、建築（据置 5 年、償還年数 30 年）、設備（据置 1 年、償還年数 10 年）、医療機器（据置 1 年、償還年数 5 年）とした。</p> <p>【PFI-LCC】 起債償還年数は、PSC と同様とした。起債元本の金額及び出資金は、落札者との契約金額とした。</p>

3 選定した民間事業者の事業計画に基づく V F M

V F M算定的前提条件、事業費などの算出方法及び選定した民間事業者の事業計画を基に、次の二つの額をそれぞれ現在価値に換算した後の額で比較したところ、事業期間中の財政負担額について約 5.7%の削減が見込まれる。

- ① 本市が従来方式で実施すると仮定した場合の財政負担額
- ② P F I手法により実施する場合の財政負担額

なお、本市から民間事業者に移転するリスクについては定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、実質的にはV F Mはさらに大きいと評価することができる。

項目	値	備考
PSC(現在価値ベース)	79,653 百万円	
PFI-LCC(現在価値ベース)	75,121 百万円	
V F M (金額)	4,532 百万円	
V F M (割合)	5.7%	
使用した割引率	3.0%	特定事業選定時に使用した割引率を使用

(別添資料) 事業者選定の経緯及び審査方法等について

1 事業者選定の経緯について

事業者を選定するまでの主な経緯は、次のとおりである。

日程		内容
平成20年	8月19日	実施方針の公表
	11月11日	要求水準書(案)の公表
	12月25日	特定事業の選定
平成21年	2月6日	入札公告
	4月16日	再入札公告
	4月16日～5月21日	入札説明書等の書類交付期間
	4月16日～4月24日	入札説明書等に関する質問の受付
	5月19日	入札説明書等に関する質問の回答・公表
	5月15日～5月21日	入札参加者からの参加表明, 入札参加要件確認書類の受付, 第1回対話参加申込等の受付
	5月26日	入札参加要件確認結果の通知
	6月2日～6月3日	施設見学会
	6月15日	入札通知, 入札参加者の公表
	6月11日	第1回対話の実施
	6月26日	第1回対話の結果の公表
	6月29日～7月1日	第2回対話参加申込等の受付
	7月14日	第2回対話の実施
	7月29日	第2回対話の結果の公表
	8月5日	入札辞退書提出期限
	8月19日	入札書及び提案書の受付, 開札
	11月2日	審査委員会からの答申の受領
	11月6日	落札者の決定
	11月25日	京都市立病院整備運営事業審査講評の公表

2 事業者の審査方法等について

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階までの各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、落札者の決定に当たっては、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者決定基準に基づき、入札額、事業計画、施設計画、維持管理計画等その他の項目を総合的に評価して落札者を決定した。

(2) 審査委員会の設置

本事業における落札者の決定に当たっては、入札参加者の提案内容を審査するために、学識経験者及び本市職員で構成する京都市立病院整備運営事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置した。委員は、次の9名で構成し、審査委員会の会議は非公開とした。

氏名	役職等
我部山キヨ子	京都府看護協会会長
神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科准教授
高木 博司	京都市保健福祉局保健衛生推進室部長
古川 啓三	京都市立病院副院長
平家 直美	京都市都市計画局公共建築部長
○榎 系	近江八幡市立総合医療センター院長
向原 純雄	京都市立病院院長
森 洋一	京都府医師会会長
◎門内 輝行	京都大学大学院工学研究科教授

◎…委員長 ○…副委員長 (五十音順)

(3) 審査の方法

資格審査は本市が行い、提案審査は審査委員会が行った。

審査は、入札額のほか、設計・建設、維持管理及び医薬品・診療材料の調達等の提案内容、本市の要求水準との適合性及びリスク分担を含む事業計画の妥当性及び確実性等の各面から総合的に行った。

(4) 審査委員会の答申

審査委員会において、事業提案内容の評価、審査及び事業者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施して、審査項目別に評価した結果を得点化して本事業の事業者を選定した審査委員会の審査結果の答申が本市に提出された。

(5) 落札者の決定

本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定した。

3 事業者選定の審査手続きについて

(1) 資格審査（第1次審査）

資格審査は、書類審査により、参加資格要件並びに業務実績及び経験等の確認審査を行い、本事業の入札参加資格要件の確認を行った。

ア 入札参加者の基本的な参加資格要件審査

本市は、入札参加者から提出された入札参加資格確認申請書により、入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件について審査を行っ

た。

イ 入札参加者の資格要件審査

本市は、入札参加者から提出された業務実績確認書により、入札参加者のうち、全体マネジメント、設計、建設、工事監理、医療事務及び調達各業務を担当する者について、入札説明書に定める業務実績及び経験等の資格要件について審査を行った。

(2) 参加資格確認結果について

ア 平成21年5月21日までに、1グループから本事業に関する入札参加表明があり、入札公告、入札説明書等に基づいて入札参加資格等を有するかどうかの審査を行い、入札参加資格参加資格を有していることを確認し、平成21年6月15日までに通知した。

イ 入札参加資格確認グループの構成

(ア) 名 称 ワタキューセイモアグループ

(イ) グループの構成

区分	商号又は名称
代表者	ワタキューセイモア株式会社
構成員	三菱商事株式会社
	株式会社麻生
主要協力企業	鹿島建設株式会社
	株式会社山下設計
	株式会社ニチイ学館
	株式会社コモサ
	株式会社日本ホスピタルサービス

(3) 総合審査（第2次審査）

ア 入札執行

平成21年8月19日に入札を執行し、入札参加者から提出された入札書を開札して入札額が予定価格以下であることを確認し、事業提案書類の提出を受け付けた。

イ 基礎項目審査

提案審査委員会において、落札者決定基準に基づき、事業提案内容が要求水準を達成しているかどうかの基礎項目審査を行った結果、要求水準を達成していることを確認した。

ウ 審査項目の審査

審査委員会において、落札者決定基準に基づいて、事業提案内容を評価項目別に審査し、審査評価の指標に基づいて評価して点数化を行った。

エ 総合評価

提案内容評価点及び価格点の合計点数により総合評価点を算出した。

4 審査結果について

(1) 加點評価項目の得点化方法

審査委員会において、加點評価項目別に事業提案内容を審査し、評価基準に基づいて評価した結果を得点化して審査点を算出した。

評価基準		評価係数
A	極めて優れた具体的な提案がされている。	配点×1.00
B	優れた具体的な提案がされている。	配点×0.60
C	具体的な提案がされている。	配点×0.20
D	特に評価すべき提案は見られない。	配点×0.00

(2) 加点評価項目に関する審査結果

審査委員会において、事業提案内容を加点評価項目別に審査を行い、また、事業者への提案内容に関するヒアリングを実施して加点評価項目別の評価を確定し点数化を行った。

加点評価項目	評価の視点	配点	提案内容 評価点
1 全体計画		3.6	19.2
基本コンセプトと業務方針	<ul style="list-style-type: none"> 魅力的な事業コンセプトや方針が提示されている場合や、それらの一貫した考え方が提案書全体に適切に反映されているか。 本事業をPFIで実施することの意義、事業者への要請について、適切に理解しているか。 	6	3.6
事業リスクの認識と対策	<ul style="list-style-type: none"> 事業リスクに関して詳細な分析を行い、主要なリスクについて、有効な対応策（保険の付保を含む。）を講じているか。 事業の安定性・継続性を確保するための仕組みについて、優れた工夫がされているか。 	1.2	7.2
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の低減や省資源及び省エネルギーに関して、特に効果的、効率的な配慮や工夫がされているか。 	1.2	7.2
その他優れた提案	<ul style="list-style-type: none"> 他の評価項目では想定していないその他の優れた提案がされているか。 	6	1.2

加点评価項目	評価の視点	配点	提案内容 評価点
2 全体マネジメント		6 6	3 0 . 8
マネジメントの基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・全体マネジメント業務が適切に行われるための仕組みについて、特に優れた配慮や工夫がされているか。 ・グループ構成と役割分担と実績、グループ内の指揮命令系統の構築等に高い合理性や工夫が認められるか。 ・業務実施体制（施設と医療機器の整備や維持管理・運営業務の実施体制を含む。）について、高い合理性や工夫が認められるか。 ・病院の円滑な運営に寄与するために、日常的に適切なマネジメント業務を実施し、SPCの業務間で隙間が生じないような考え方をしているか。また、そのための具体的な運用上の工夫がされているか。 	1 4	8 . 4
人材確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な人材の確保に関して、具体的かつ有効な提案がされているか。 	1 0	2 . 0
病院とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・全事業期間を通じた病院との連絡方法、対応の迅速性の確保、緊急対応、モニタリング、定期的な協議会等に関して優れた工夫がされているか。 	1 2	7 . 2
病院の経営改善・業務改善への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・病院経営・病院業務の改善項目とその継続的な支援方法について、具体的かつ有効な提案がされているか。 ・地域医療機関への情報提供や地域医療機関との交流など、病院の今後の地域連携の推進方策について、優れた配慮や工夫がされているか。 ・紹介患者、逆紹介患者の取扱い件数の増加策や紹介率の向上について、具体的かつ有効な提案がされているか。 	1 8	1 0 . 8
業務の再編・構築	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備・運営と一体となった業務の再編・構築に関する工夫について、有効な提案がされているか。 ・経営改善につながる病院業務の効率化について、有効な提案がされているか。 	1 2	2 . 4

加点评価項目	評価の視点	配点	提案内容 評価点
3 施設整備計画		9.6	49.6
施設整備の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院が目指す施設整備の基本方針を実現する手法について、特に具体的かつ実現性の高い提案がされているか。 	1.2	7.2
施設の機能性、利便性及び療養環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築計画、設備計画において、患者や病院職員に対する施設内の機能性、利便性及び療養環境の向上に関して特に優れた提案がされているか。 ・ 要求水準書に規定する内容を上回るユニバーサルデザインの提案がされているか。 ・ メンテナンス性や病院施設としての機能、性能を考慮した、木材、木質系材料などの天然系素材の積極的利用がされているか。 	1.8	10.8
施設の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の安全性に関して、特に具体的かつ有効な提案がされているか。 	1.8	10.8
成長と変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針の変更、診療機能の変化等に伴う施設の増改築・改修が生じた場合の対応について、具体的な考え方が示されているか。 	1.6	9.6
施設整備の経済性、効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備全般を通じた、経済性、効率性を高める方法について、特に具体的かつ有効な提案がされているか。 ・ 病院施設としての適切な配置を考慮した上で、将来的な施設の建替えなども視野に入れて適切な余剰地を創出しているか。 	1.2	7.2
工事中の周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中における安全対策、騒音対策、振動対策など、周辺に及ぼす影響について、特に優れた配慮や工夫がなされているか。 	8	1.6
改修工事の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設本館の改修工事において、安全性、機能性、利便性及び経済性に配慮した手法について、特に具体的かつ有効な提案がされているか。 	1.2	2.4

加点评価項目	評価の視点	配点	提案内容 評価点
4 運営計画		50	14.0
成長と変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> 運営計画において、将来の医療の成長と変化や情報技術の発展などに適切に対応できるような、優れた配慮や工夫がされているか。 	12	2.4
患者サービス向上	<ul style="list-style-type: none"> 病院利用者の視点に立って、サービスを向上させる仕組みについて、優れた合理性や工夫・配慮がされているか。 	16	3.2
医療サービス向上	<ul style="list-style-type: none"> S P C業務と、病院職員が協働して、医療サービスを向上させる仕組みについて、特に高い合理性や工夫・配慮が認められるか。 	12	2.4
運営業務の開始準備	<ul style="list-style-type: none"> 円滑に運営業務を開始するための準備、業務移行に関して有効な提案がされているか。 	10	6.0
5 維持管理計画		28	8.8
維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理の業務実施や計画について、具体的で有効性に優れた提案がされているか。 	6	1.2
ライフサイクルコストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコストの縮減を目指した維持管理計画について、具体的で有効性に優れた提案がされており、実現性の高さが認められるか。 	8	4.8
修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間中の機能維持について、経済性及び実効性において、病院の特性を踏まえた具体的で優れた計画が提案されているか。 	6	1.2
防犯防災・セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> 防犯防災計画や施設セキュリティについて、優れた配慮や工夫がされているか。 	8	1.6

加点评価項目	評価の視点	配点	提案内容 評価点
6 調達計画		24	7.2
医薬品・診療材料等の調達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品，診療材料費等の適切な調達方法について，優れた配慮や工夫がされているか。 ・医薬品，診療材料費等のコストを持続的に縮減できるための仕組みとその実行性について，具体的かつ有効な提案がされているか。 ・調達においてベンチマークとなる提案について，具体的かつ実効性のある提案がされているか。 	18	3.6
医療機器の調達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の適切な調達方法について，優れた配慮や工夫がされているか。 ・医療機器の調達コストを縮減し病院の負担を軽減するための仕組みとその実行性について，具体的かつ有効な提案がされているか。 ・調達におけるベンチマークについて，具体的かつ実効性のある提案がされているか。 	6	3.6
合 計		300	129.6

(3) 価格審査

入札額は，事業期間中における病院の良好，柔軟な収支構造を確保する観点から，固定的要素の高いサービス対価1・2・3・4・5（2）と，変動的要素の高いサービス対価5（1）に分け，次の方法により価格点として点数化した。

価格審査の対象	配点	価格点
サービス対価1・2・3・4・5（2）の提案価格	450	450
サービス対価5（1）の提案価格	550	550
合 計	1,000	1,000

入札参加者の入札額（サービス対価 1・2・3・4・5（2）の提案価格及びサービス対価 5（1）の提案価格）は、提案が要求水準を満たしていることを確認した上で、次の方法により、当該最安価格の当該提案価格に対する割合を用いて、価格点として算出した。有効桁数は、小数点第 1 位とし、小数点第 2 位は、四捨五入した。

なお、1 者による入札のため、最安価格と入札参加者の入札額とは、同額である。

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= (\text{最安価格} / \text{サービス対価 1・2・3・4・5（2）の提案価格}) \\ &\quad \times 450 \text{ 点} + (\text{最安価格} / \text{サービス対価 5（1）の提案価格}) \times 550 \\ &\quad \text{点} = 1,000 \text{ 点} \end{aligned}$$

(4) 総合評価点数

総合評価点数（1,300 点満点）は、提案書類に記載された内容に対する提案内容評価点（300 点満点）と入札参加者が提示する入札価格に基づく価格点（1,000 点満点）との加算により算出した。

$$\begin{aligned} \text{総合評価点数} &= \text{提案内容評価点 (129.6 点)} + \text{価格点 (1,000 点)} = 1,129.6 \text{ 点} \\ &\quad (\text{満点である 1,300 点に対し, 86.9\% の得点}) \end{aligned}$$

5 落札者の決定について

平成 21 年 11 月 2 日、審査委員会から「京都市立病院整備運営事業に係る提案書類に関する審査結果について（答申）」が提出され、本市は、この答申に基づき、同年 11 月 6 日に落札者を決定した。

6 京都市立病院整備運営事業審査講評について

審査委員会による事業提案についての審査講評として、平成21年1月25日に、「京都市立病院整備運営事業審査講評」が公表された。

(京都市立病院事務局管理課)